

伊達市会場で申告をされる皆さまへ

事前予約はお済みですか？

所得申告相談会場の混雑を防ぐため、来場する人は市ホームページから「**事前予約**」をお願いします。
インターネットでの予約が困難な人は、税務課または各総合支所へご連絡の上、ご予約ください。

予約の前にお読みください

- ① 予約は来場希望日の2日前(土日祝日除く)までにお申し込みください。
- ② お住まいの地域以外の会場でも相談可能です。
- ③ 各会場の初日・月曜日・最終日および保原会場の後半は例年混雑します。
- ④ 申告内容によって、受付時間が多少前後する場合があります。
- ⑤ **「事前予約」をした人が優先**になります。予約がない場合、会場の混雑状況に応じて、後日の来場をお願いする場合があります。

簡単に予約ができる
みてえだ！



コロナ対策へのご理解と
ご協力をお願いします

▶予約はこちら

かんたん！
ネット予約



▶インターネット予約が困難な人は

連絡先	電話番号
税務課	☎ 575-1138
伊達総合支所	☎ 583-2111
梁川総合支所	☎ 577-1111
保原総合支所	☎ 575-2111
靈山総合支所	☎ 586-1111
月舘総合支所	☎ 572-2111

医療費控除 には添付書類が必要です

- ・添付書類（①、②いずれか）を確定申告書提出の際に添付する必要があります。
 - ①人ごと、病院・薬局ごとに年間の支払った医療費金額等を記載した医療費控除の明細書（自分で作成が必要です。）
用紙の設置場所：税務課、各総合支所、申告会場※国税庁ホームページからのダウンロードも可能
 - ②医療保険者等が発行した医療費通知
- ・医療費の領収書および合計金額だけでは申告の受付ができません。必ず、医療費控除の明細書の作成をお願いします。
- ・医療費の領収書は自宅で5年間保存する必要があります。（税務署から求められたときは、提示または提出しなければなりません。）

▶医療費控除の明細書



自分で**確定申告書**を作成してみよう

インターネットができる人は、国税庁ホームページの「確定申告書等作成コーナー」を利用することで、自分で簡単に確定申告書を作成できます。画面の指示に従って金額などを入力するだけで確定申告書が作成できますので、それを印刷し、必要書類を添付して税務署へ郵送することで申告が完結します。事業所得や医療費控除の申告も可能です。



国税庁 HP



国税庁 HP

また、インターネット上でだけで申告が完結する「e-Tax」という方法もあります。詳しくは、国税庁ホームページの「確定申告書等作成コーナー」のe-Taxをご覧ください。**新型コロナウイルス感染症の拡大防止の観点から、e-Taxでの申告を強くオススメします！**



e-Tax

申告書作成、記載内容などのご相談

問 福島税務署 ☎ 534-3121 ※音声ガイダンスに従い0番を選択

令和3年分 所得申告相談会

フローチャートでチェック!

申告相談会の日程・場所
などの詳細は、市政だよ
り1月号をご覧ください。



問 税務課市民税係 ☎ 575-1138

申告受付期間 **2月8日(火)～3月15日(火)**

所得税の確定申告と市県民税の申告相談が始まります。確定申告・申告相談は、令和3年1月1日から12月31日までの所得の状況を申告するもので、これにより所得税額と市県民税額が決まります。

税務署の申告書作成会場は 2 月 16 日(水)開設

税務署の申告書作成会場（ウィル福島アクティおろしまち）は、混雑緩和のため「入場整理券」が必要^{ライン}です。入場整理券は、会場で当日配付しますが、LINE を通じたオンラインによる事前発行も可能です。※混雑状況に応じて、後日の来場をお願いすることがあります。

申告が必要
フローチャ
トで確認だ！

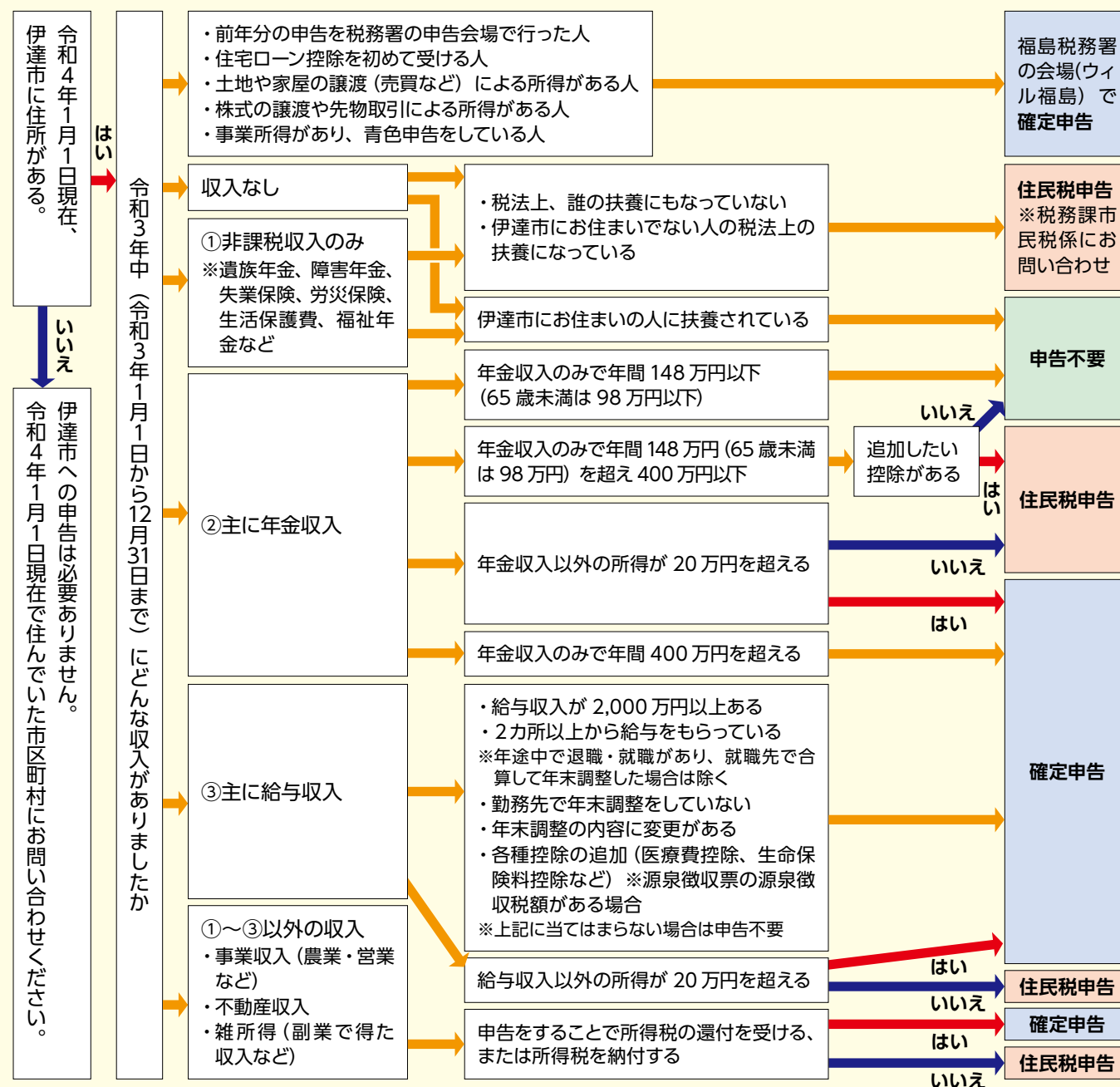


必要なものを準備して申告しねえとな



あなたは申告が必要？フローチャートでチェック！

▼スタート



※フローチャートは一般的なケースです。詳細は税務課市民税係にお問い合わせください。